

## 令和2年 第2回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和2年2月14日(金) 午後2時00分～午後2時47分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール
3. 出席委員数 13名
4. 欠席委員数 2名

会長	15番	後藤 敏生	出						
委員	1番	麻生祐三子	出	6番	津高 昭基	出	11番	神志那静清	出
	2番	後藤 綾子	出	7番	森田 孝市	出	12番	工藤 妙子	欠
	3番	田島 茂	出	8番	小野伊八郎	出	13番	神田 隆善	出
	4番	清田 義幸	出	9番	衛藤 英教	出	14番	安藤 哲生	出
	5番	木津 一秀	出	10番	矢野 源平	欠			

### 5. 議事録署名委員の指名

9番 衛藤 英教 11番 神志那 静清

### 6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 衛藤 成史  
係 長 藤田 鉄也  
係 員 川原 一仁 後藤 海帆 川野 展弥

### 7. 議事日程

- (1) 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (2) 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用配分計画(案)について
- (3) 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第10号 現況証明(非農地証明)について
- (6) 議案第11号 農地移動適正化斡旋委員の指名について

### 8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は、13名です。  
過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。  
それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、

会長をお願いいたします。

## (1) 開 会

議長           みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。（以下省略）

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくをお願いします。

それでは、先ほどの事務局報告のとおり、本日の出席委員は13名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんをお願いいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。また、発言につきましては、議事録に記載されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。あわせて、携帯電話については、電源を切っていただくか、マナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和2年第2回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

（とき：午後2時05分）

## (2) 議事録署名委員の指名

議長           日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私（議長）から指名いたします。

9番 衛藤英教 委員、11番 神志那静清 委員をお願いします。

## (3) 報告事項

議長           日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。令和2年第1回定例総会から本日の令和2年第2回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。まずは、資料1をご覧ください。

その中から、※のついた1点について、2ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。

（資料1の会長報告を朗読）

議長           私からの報告は、以上です。

議長           続きまして、委員会報告及び委員報告、事務局報告ですが、今回はそれぞれ報告がないようです。

議長           続いて、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局            それでは事前に配布してあります議案書の1ページをご覧ください。  
「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」  
(議案書のとおり、番号1番から番号3番までの3案件について朗読)  
以上、報告を終わります。

議長            説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員            [ありません]の声あり

議長            質問が無いようですので、次に進みます。

#### (4) 議事

議長            これより、日程4の議事に入ります。

議長            まず、「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について」及び「議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)について」は関連がありますので一括して説明いたします。

それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課        農業振興課農政企画係の佐々木です。よろしくお願いいたします。

それでは、農用地利用集積計画について説明させていただきます。別冊議案書の議案第6号をご覧ください。議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和2年2月14日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして2ページをご開きください。2ページには令和2年2月17日公告予定分集計を載せております。(議案書に基づいて令和2年2月17日公告予定分を朗読) 以上です。

続きまして、農用地利用配分計画について説明させていただきます。議案書6ページの議案第7号をご覧ください。議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)について、農用地利用配分計画(案)を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。令和2年2月14日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして7ページをお開きください。7ページには農用地利用配分計画5件の一覧表を載せております。(議案書に基づいて農用地利用配分計画(案)を朗読) 以上です。

議長            提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第6号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第7号については、意見を求められております。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について」は、原案のとおり「問題ない」といたします。

議長 ここで、農地中間管理事業の推進に関する法律の改正に伴い、次回より総会への提案方法が変更になりますので、その件について、佐々木副主幹に説明していただきます。

農業振興課 農業振興課から、農業委員の皆様と農地利用最適化推進委員の皆様にお知らせがあります。

昨年11月に、改正農地バンク法が施行されたことに伴い、農地中間管理事業を利用した農地の貸借契約を行う際に、農用地利用集積計画一括方式という手続きが可能になりました。

従来は中間管理機構と農地の受け手との貸借契約を示す、農地利用最適化推進委員の皆様には、県の認可と公告を必要としていましたが、農地利用最適化推進計画一括方式では、農業委員会の決定と公告を経れば、県の認可・公告を経ずに受け手への配分が可能となりました。それに伴い、来月から定例総会に提出する議案の記載内容も若干変更になりますので、ご了承をお願いいたします。

以上です。

議長 　　ただいま農業振興課の説明が終わりましたが、この件について。皆さんご質問がございましたか？

4番委員 　　4番、三重の清田です。勉強不足で質問するんですが、農地中間管理機構の役割を農業委員会の方に一つ下ろすということなんですかね？

農業振興課 　　中間管理機構の役割自体は変わらないんですけども、配分計画ですね、農地の出し手が出した農地を中間管理機構が一旦受けて、その管理機構が今度は受け手に配分するという手順を取っているんですけども、受け手に配分する手順というのが県の認可・公告が必要だったんですけども、その部分をですね、省略してですね、農業委員会の定例総会で許可を得ればですね、もう配分自体を行うことが出来るというそういった手続きなんですけども、それをするによって何かメリットがあるかという、今まで申請してから3カ月間かかっていたんですけども、貸付開始までにですね、それを使うと2カ月ですむようになるという、そういったメリットがあります。

2月の申請分からそれを採用する予定でありまして、3月の定例総会でそれを諮ってることになりますのでご理解をお願いいたします。

4番委員 　　4番、三重の清田です。借り手の方の期間短縮ができると思うんですけども、農業委員会がこれを採択してですね、借り手貸し手のトラブルというのは多々あるわけですよね。これの責任所在というのが中間管理機構ではなく、農業委員会がしてくださいということになるのでは？

農業振興課 　　決してそういうわけでなく、あくまで決定機関は農業委員会の定例総会になるんですけども、今までどおり責任所在はですね、配分については中間管理機構というかたちで、手続きの段階でも市も関わってますので、機構と市が協力して問題があった場合には解決に向けて努力するという形は今までどおりで変わりありません。

4番委員 　　4番、三重の清田です。そこのところを十分よく覚えていただきたいので、よろしくお願い致します。

農業振興課 　　わかりました。

議長 　　他に質疑はありませんか？

委員 [ありません]の声あり

議長 結局、配分計画は意見を求められておりました、集積計画については委員の皆さんの決定をいただいております。今までは、県が認可と公告をしていたのが、今後においては配分計画が県が認可をしていた。それを今からは県の認可はいらなくて農業委員会が集積配分、一括して決定できますということです。

先ほど言われたとおり、貸し借りの部分について、貸すのは公社に貸すので、トラブルの方は公社に責任を持っていただかないといけないと思います。公社に貸し付けをするわけですから。

議長 他に質疑はありませんか？

委員 [ありません]の声あり

議長 無いようですので、これで説明を終わります。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。

(とき、午後2時25分)

議長 それでは、再開します。

(とき、午後2時26分)

議長 次に、「議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。あわせて、本日お配りしました概要書もお開きください。

「議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について」

(議案書のとおり、番号1番から番号4番までの4案件について朗読)

以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番から番号4番までの4案件について、地区審査会の報告を求めます。

議長 まず、番号1番の案件を24番 衛藤徳人 委員にお願いいたします。

24番委員 24番 緒方の衛藤徳人です。2月5日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件についてですが、譲渡人 中野区 代表者●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転であります。

申請地は中野区の共有地で、平成 28 年度から固定資産税の支払いが必要になった農地です。当初、●●●●外 24 名名義となっていましたが、今回、令和元年 11 月 25 日に中野区に所有権保存登記を行いました。その後、譲受人の祖父の代から管理を行ってきた申請地を売買することで話がまとまり、申請を行ったものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は 159 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番の案件を 23 番 宮成敏彦 委員にお願いいたします。

23 番委員 23 番、緒方の宮成敏彦です。2 月 5 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 2 番の案件についてですが、譲渡人 中野区 代表者●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転であります。

申請地は中野区の共有地で、平成 28 年度から固定資産税の支払いが必要になった農地です。当初、●●●●外 24 名名義となっていましたが、今回、令和元年 11 月 25 日に中野区に所有権保存登記を行いました。その後、譲受人の父の代から管理を行ってきた申請地を売買することで話がまとまり、申請を行ったものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は 199 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 3 番の案件を 29 番 古澤正義 委員にお願いいたします。

29 番委員 29 番、緒方の古澤正義です。2 月 5 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 3 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権の移転であります。

譲渡人は高齢で後継者もないことから、農地の整理を検討し、申請地の隣接地を耕作している譲受人に相談しました。譲受人も申請地が自身の経営地に近く、利便性が良いことから、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は 118 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。

また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 4 番の案件を 27 番 首藤満生 委員にお願いいたします。

27 番委員 27 番、緒方の首藤満生です。2 月 5 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号4番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転であります。

譲渡人は相続で農地を取得しましたが、パートに出ており農地の管理が困難なため、農地の整理を検討し、家が近所で申請地の近接地を耕作している譲受人に相談しました。譲受人も申請地が自身の経営地に近く、利便性が良いことから、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は137アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第8号の番号1番から番号4番までの4案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第8号の番号1番から番号4番までの4案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第8号の番号1番から番号4番までの4案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号4番までの4案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 引き続き、議案書の2ページをご開きください。あわせて、概要書と図面もお開きください。

「議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号1番および番号2番の2案件について朗読)  
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番および番号2番の2案件について、地区審査会の報告を求めます。

まず、番号1番の1案件を7番 森田孝市 委員にお願いいたします。



7番委員 7番 千歳の森田孝市です。2月5日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件についてですが、貸人●●●●さんから借人 有限会社●●●● 代表取締役●●●●さんへの貸借権の設定を伴う農地の転用の件についてであります。

借人は、貸人が代表取締役を務める会社で、産業廃棄物処理などを行なっています。今回、借人が所有する産業廃棄物中間処理場が手狭となったため施設用地を拡張することとなり、農地以外で条件に合う土地を探しましたが見つからず断念していたところ、貸人所有の土地が候補に挙がり、賃貸借をしたいと思い、申請を行ったものです。

審査の結果、申請地は許可基準の農地区分「第1種農地」に該当し、許可基準の11項目について不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)の「既存施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)」に該当すると認められ、「問題ない」と認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号2番の案件を5番 木津一秀 委員にお願いいたします。

5番委員 5番、犬飼の木津一秀です。2月6日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号2番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの所有権の移転を伴う農地の転用の件についてであります。

譲渡人と譲受人は、親子です。現在、譲受人は市営住宅に家族4人で生活していますが、子供の成長に伴い住居が手狭になってきたため、住宅の新築を計画しました。譲受人の実家から近い場所で農地以外の土地を探しましたが、計画に見合う適当な土地が見つからず断念していたところ、譲渡人所有の土地が候補に挙がり、相談した結果、贈与で話がまとまったため、必要最低限で分筆後に申請を行ったものです。

審査の結果、申請地は許可基準の農地区分「第2種農地のその他の農地」に該当し、許可基準の11項目について不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の「申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないため」に該当すると認められ、「問題ない」と認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第9号の番号1番及び番号2番までの2案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第9号の番号1番及び番号2番の2案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

議長 これから採決します。議案第9号の番号1番及び番号2番の2案件について、原案のと

おり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番及び番号2番の2案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第10号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の3ページをご開きください。あわせて、概要書もお開きください。  
「議案第10号 現況証明（非農地証明）について」  
（議案書のとおり、番号1番の1案件について朗読）  
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号1番の案件を8番 小野伊八郎 委員にお願いいたします。

8番委員 8番、朝地の小野伊八郎です。

2月6日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件についてですが、申請者●●●●さんから申請のありました非農地証明についてであります。

申請地は川岸で立地が悪く、機械が入らないため、亡父の代より耕作放棄されており、相続しましたが今後も管理できないため申請したものです。

判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又はその土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。

地区審査会の意見としましては、「証明して問題ない」となりました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第10号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第10号の番号1番の1案件につきまして、発行基準に該当するとの報告です。

これより採決します。議案第10号の番号1番の1案件について、原案のとおり証明す

ることに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第10号 現況証明（非農地証明）について」の番号1番の1案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、「議案第11号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第11号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」  
（議案書のとおり、番号1番の1案件について朗読）  
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。  
幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から幹旋委員を指名いたします。  
それでは、番号1番の1案件を、9番 衛藤英教 委員と38番 阿南金喜 委員にお願いいたします。

議長 なお、この案件については、お世話していただく幹旋委員をご指名いたしました。迅速かつ適切な幹旋処理を行うためには、幹旋委員のみならず、他の農業委員さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。

議長 これをもちまして、令和2年第2回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。  
（とき、午後2時47分）

議事録署名委員 9番委員 衛藤英教

〃 11番委員 神志那静清